

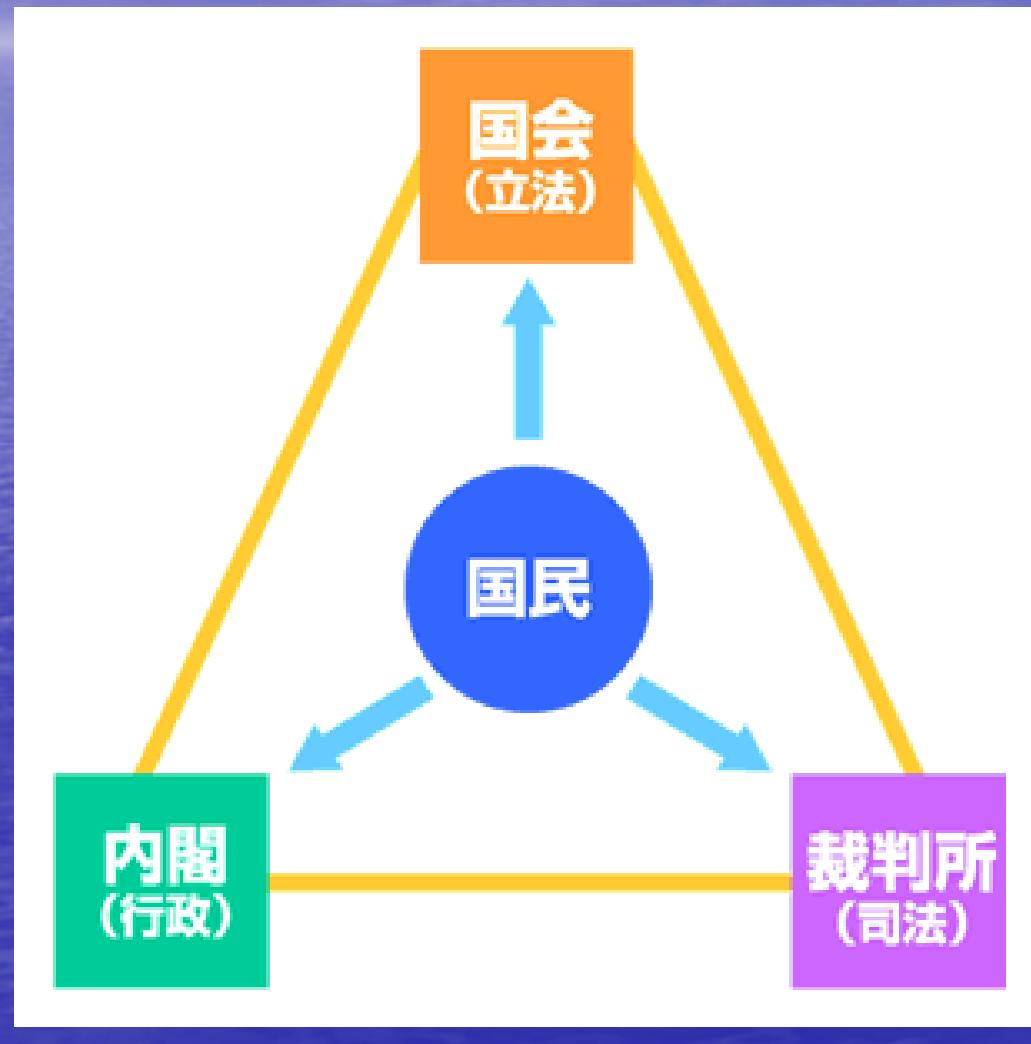
内閣官房の調整機能 及び広報機能について

衆議院議員・元内閣官房長官

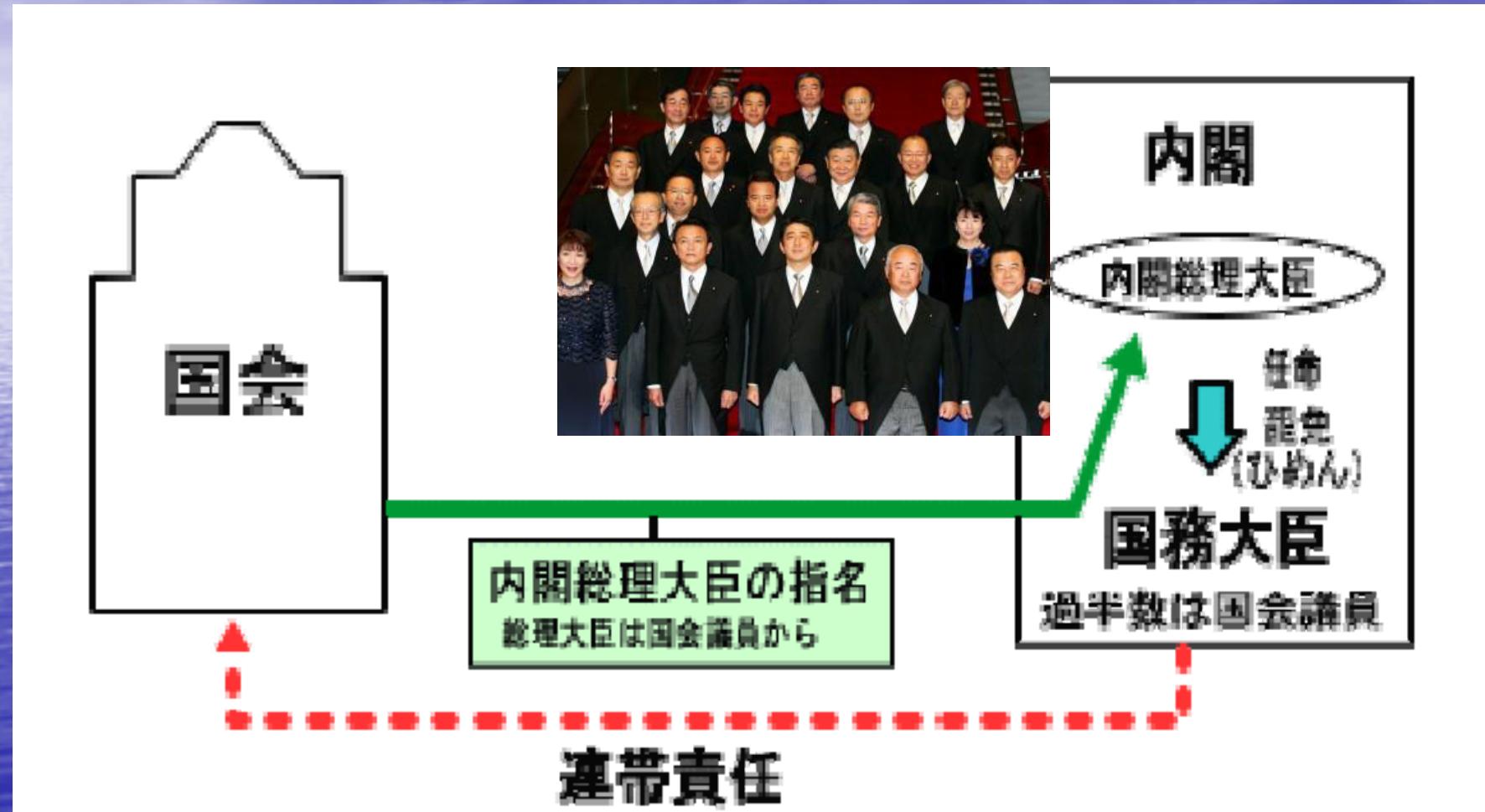
塩崎 恭久

政治と行政の関係について

三権分立について



国会と内閣の関係(議院内閣制)



内閣総理大臣に関する根拠法

【日本国憲法】

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だって、これを行ふ。

- 2 略

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

【内閣法】

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

塩崎恭久

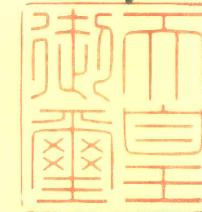
国務大臣 塩崎恭久

国務大臣任命する

平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

明仁



国務大臣 塩崎恭久

内閣官房長官を命ずる

平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三



内閣総理大臣 安倍晋三



国務大臣 塩崎恭久

北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当せらる

平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三



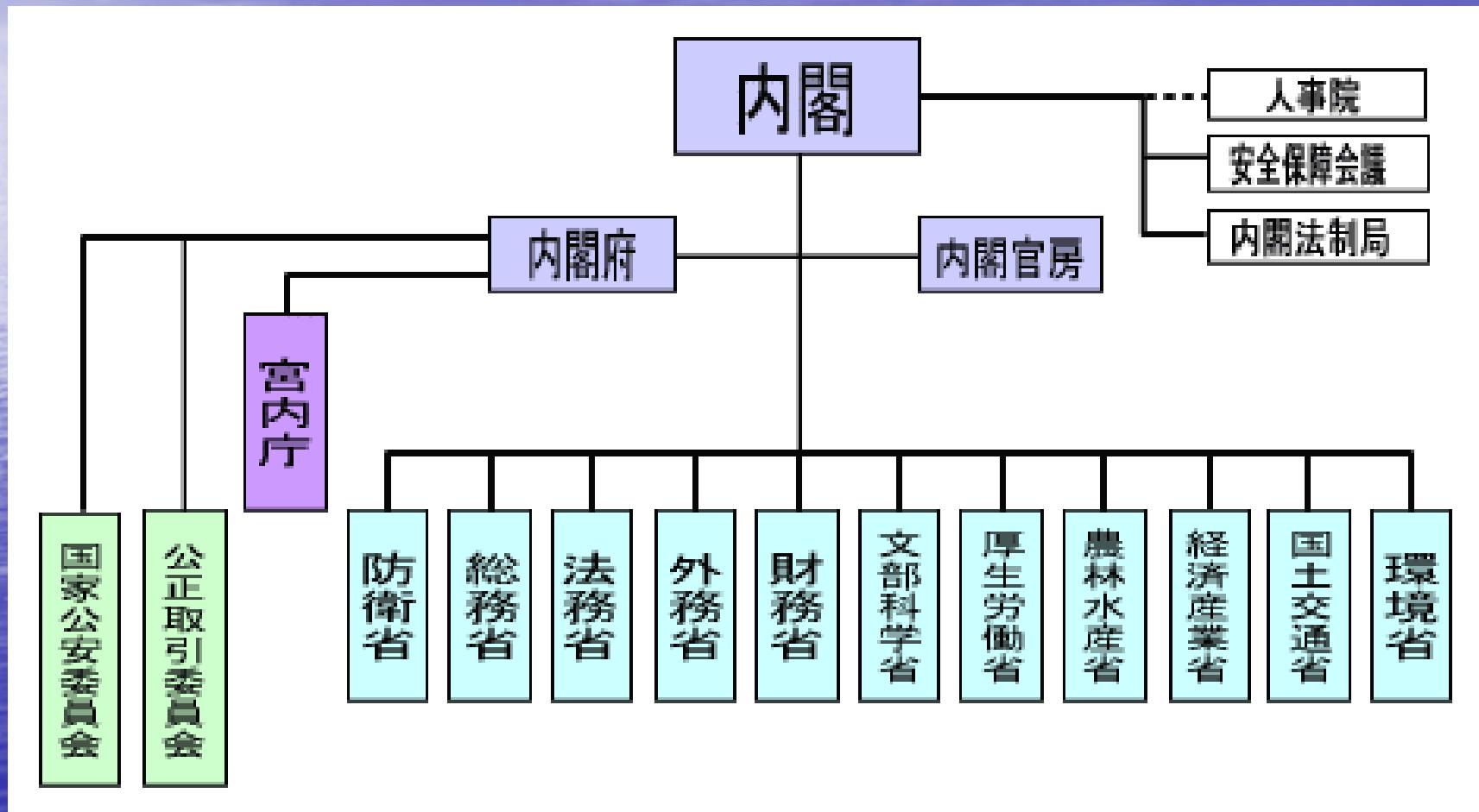
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定する

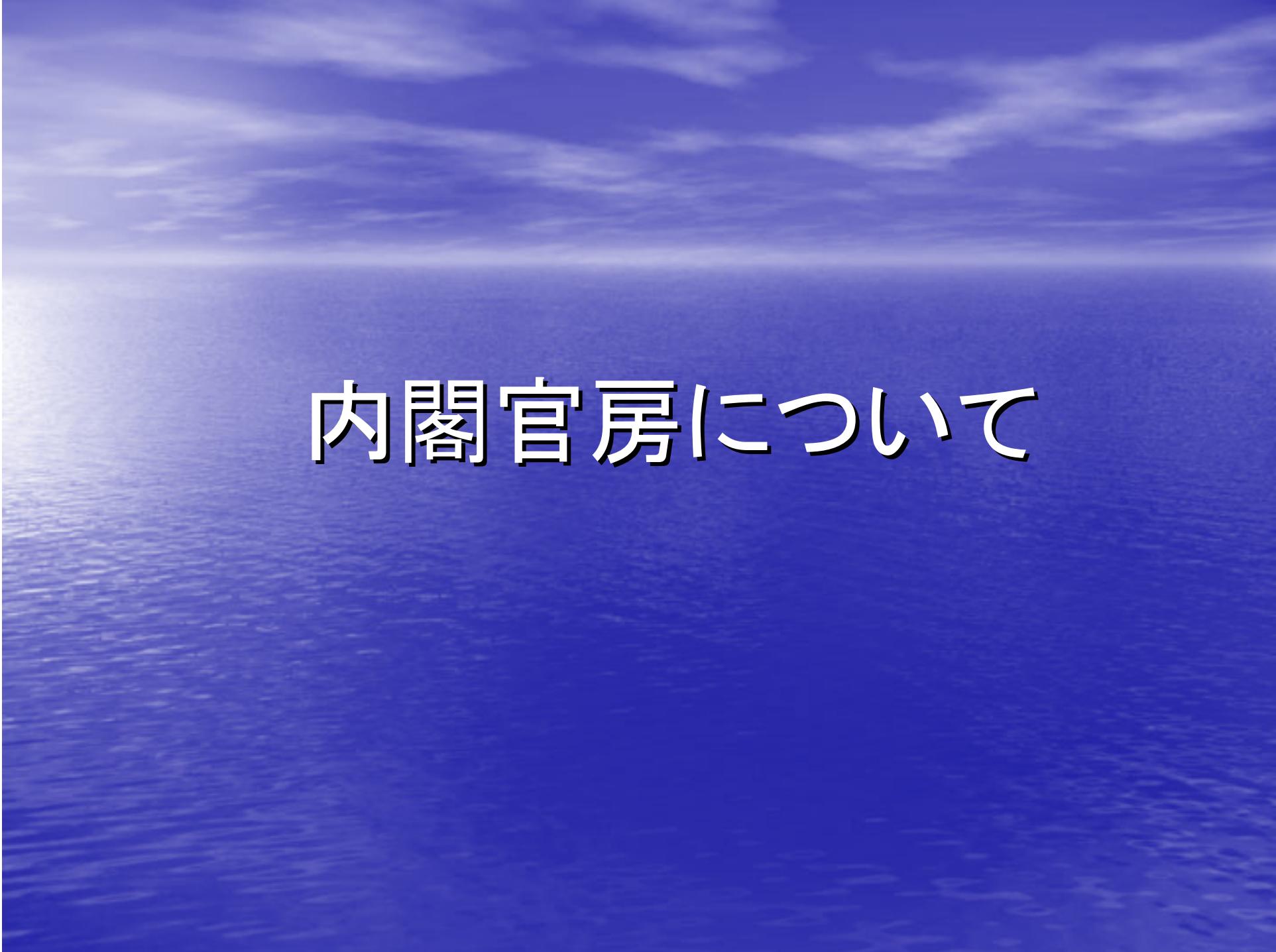
平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三



我が国の行政機構





内閣官房について

国家公務員の概念

特別職国家公務員

内閣総理大臣
国務大臣、副大臣、政務官
国会議員 など
(政)

その他、
裁判官、自衛官など

一般職国家公務員

省庁の事務次官
局長、課長 など
(官)

【内閣法】

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

第十三条 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。

2 内閣官房長官は、国務大臣をもつて充てる。

3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。

【政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案】(未成立)

第十五条 内閣官房に、国家戦略局を置く。

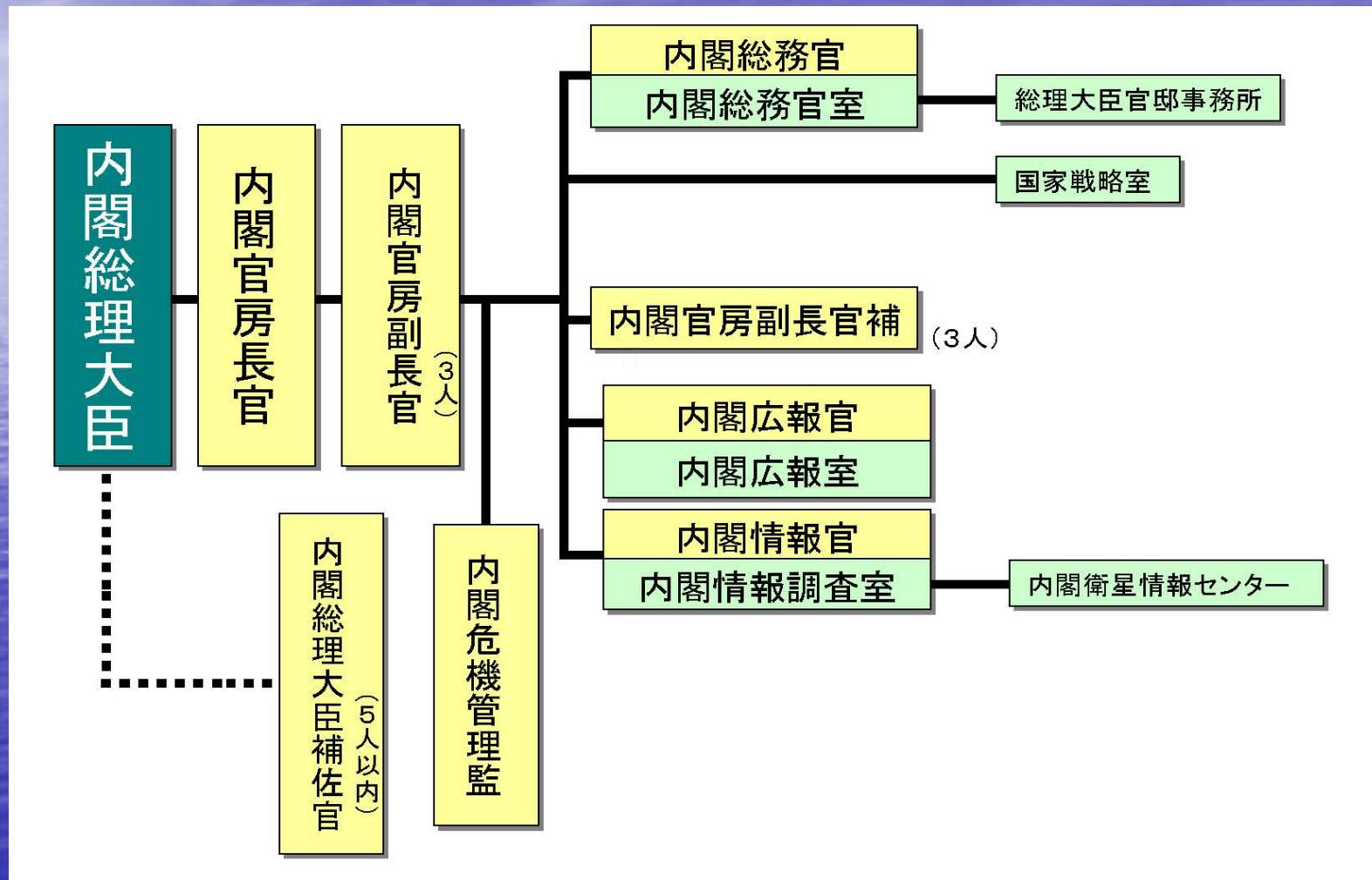
2 国家戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、租税に関する政策の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 二 前号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が指定するもの
- 3 国家戦略局に、国家戦略局長を置く。
- 4 国家戦略局長は、命を受けて国家戦略局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

歴代内閣官房長官(国務大臣)在任期間一覧

順位	代	氏名	内閣	在任日数	初就任時年齢
1位	67	福田康夫	第2次森内閣～第2次小泉内閣	3年 6ヶ月11日間	64歳
2位	45	後藤田正晴	第1・2・3次中曾根内閣	2年11ヶ月11日間	68歳
3位	33	保利茂	第2・3次佐藤内閣	2年 7ヶ月 6日間	66歳
4位	44	宮澤喜一	鈴木善幸内閣	2年 4ヶ月11日間	60歳
5位	36	二階堂進	第1・2次田中角榮内閣	2年 4ヶ月 5日間	62歳
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
10位	49	小渕恵三	竹下内閣	1年 6ヶ月29日間	50歳
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
22位	73	塙崎恭久	安倍内閣	0年11ヶ月 2日間	55歳
23位	72	安倍晋三	第3次小泉改造内閣	0年10ヶ月27日間	51歳
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
29位	55	河野洋平	宮澤内閣改造内閣	0年 7ヶ月29日間	54歳
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
35位	50	塙川正十郎	宇野内閣	0年 2ヶ月 8日間	67歳
36位	57	熊谷弘	羽田内閣	0年 2ヶ月 3日間	53歳
37位	28	橋本登美三郎	第1次佐藤内閣第1次改造内閣	0年 1ヶ月 5日間	65歳
38位	74	与謝野馨	安倍内閣改造内閣	0年 0ヶ月30日間	69歳
39位	51	山下徳夫	第1次海部内閣	0年 0ヶ月16日間	69歳

内閣官房の組織



内閣官房副長官について

【内閣法】

第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官三人を置く。

2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

歴代の 官房副長官 (事務)

○歴代内閣官房副長官(事務) (昭和40年以降)

氏名	期間	出身省庁
石岡 實	S39.7.28～S45.1.14	内務省
小池 欣一	S45.1.14～S47.7.7	内務省
後藤田 正晴	S47.7.7～S48.11.25	内務省
川島 廣守	S48.11.25～S51.5.25	内務省
梅本 純正	S51.5.25～S51.12.24	内務省
道正邦彦	S51.12.24～S53.12.7	内務省
翁久次郎	S53.12.12～S57.11.27	内務省
藤森 昭一	S57.11.27～S62.11.6	厚生省
石原 信雄	S62.11.6～H7.2.24	地方自治庁
古川 貞二郎	H7.2.24～H15.9.22	厚生省
二橋 正弘	H15.9.22～H18.9.26	自治省
的場 順三	H18.9.26～H19.9.26	大蔵省
二橋 正弘	H19.9.26～H20.9.24	自治省
漆間 巍	H20.9.24～H21.9.16	警察庁
瀧野 欣彌	H21.9.16～	自治省

内閣官房副長官補について

【内閣法】

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(中略)を掌理する。

歴代の 官房副長官補

(内政担当)

氏名	任免年月日	出身官庁
竹島 一彦	平成 13. 1. 6 " 14. 7. 2	大蔵省
伏屋 和彦	" 14. 7. 2 " 18. 1. 4	大蔵省
坂 篤郎	" 18. 1. 4 " 20. 9. 24	大蔵省
福田 進	" 20. 9. 25 " 22. 1. 15	大蔵省
佐々木 豊成	" 22. 1. 15	大蔵省

(外政担当)

氏名	任免年月日	出身官庁
浦部 和好	平成 13. 1. 6 " 14. 10. 1	外務省
谷内 正太郎	" 14. 10. 1 " 17. 1. 4	外務省
海老原 紳	" 17. 1. 4 " 18. 1. 20	外務省
安藤 裕康	" 18. 1. 20 " 20. 7. 30	外務省
河相 周夫	" 20. 7. 30 " 20. 9. 24	外務省
林 景一	" 20. 9. 25 " 22. 1. 15	外務省
河相 周夫	" 22. 1. 15	外務省

(安全保障・危機管理担当)

氏名	任免年月日	出身官庁
大森 敬治	平成 13. 1. 6 " 16. 4. 1	防衛庁
柳澤 協二	" 16. 4. 1 " 21. 8. 11	防衛庁
西川 徹矢	" 21. 8. 11	警察庁

歴代の 官房副長官補 (内閣審議室長 時代)

(内閣審議室長)

氏名	任免年月日	出身官庁
的場 順三	昭和 61. 7. 1 平成 元. 9. 1	大蔵省
公文 宏	" 元. 9. 1 " 3. 6. 14	大蔵省
伊藤 博行	" 3. 6. 14 " 5. 6. 25	大蔵省
藤井 威	" 5. 6. 25 " 8. 7. 12	大蔵省
田波 耕治	" 8. 7. 12 " 10. 1. 30	大蔵省
竹島 一彦	" 10. 1. 30 " 13. 1. 4	大蔵省

(外政審議室長)

氏名	任免年月日	出身官庁
國廣 道彦	昭和 61. 7. 1 " 63. 7. 1	外務省
藤田 公郎	" 63. 7. 1 平成 2. 1. 26	外務省
有馬 龍夫	" 2. 1. 26 " 4. 7. 28	外務省
谷野 作太郎	" 4. 7. 28 " 7. 8. 22	外務省
平林 博	" 7. 8. 22 " 10. 1. 21	外務省
登 誠一郎	" 10. 1. 21 " 12. 1. 17	外務省
阿南 惟茂	" 12. 1. 17 " 13. 1. 4	外務省

内閣官房の広報機能

官邸のメディア対応



内閣広報官について

【内閣法】

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。
2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、(中略)広報に関するものを掌理する。

歴代内閣 広報官

○内閣官房内閣広報官室内閣広報官

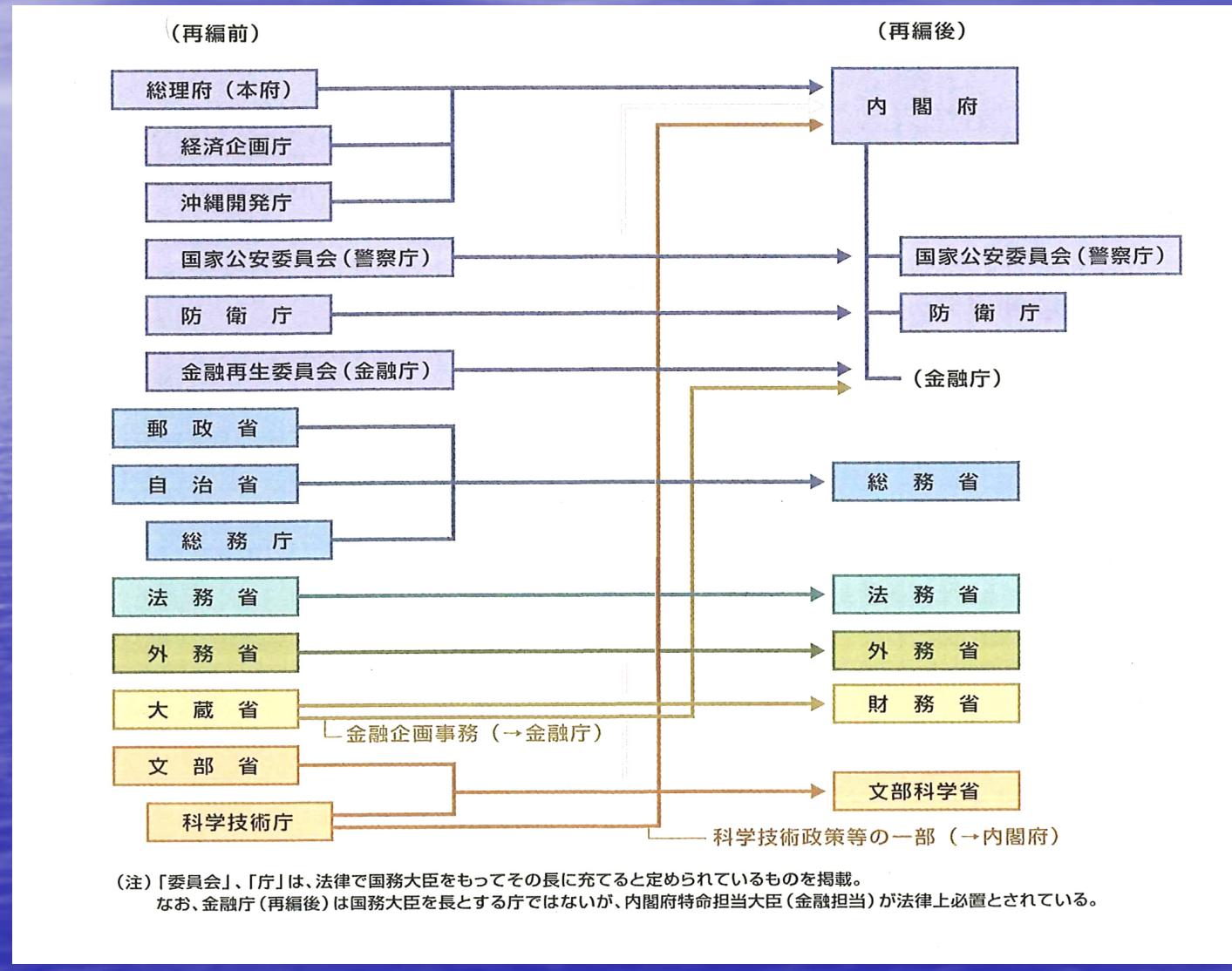
代	氏名	在職期間	出身省庁
1	宮脇 磊介	S61. 7. 1~S63. 7. 15	警察庁
2	高田 朗雄	S63. 7. 15~H元. 7. 15	警察庁
3	岡村 健	H元. 7. 15~H3. 4. 1	警察庁
4	樋口 武文	H3. 4. 1~H5. 4. 30	警察庁
5	半田 嘉弘	H5. 4. 30~H8. 7. 30	警察庁
6	上村 知昭	H8. 7. 30~H11. 7. 13	総理府
7	近藤 茂夫	H11. 7. 13~H13. 1. 5	建設省

○内閣官房内閣広報官

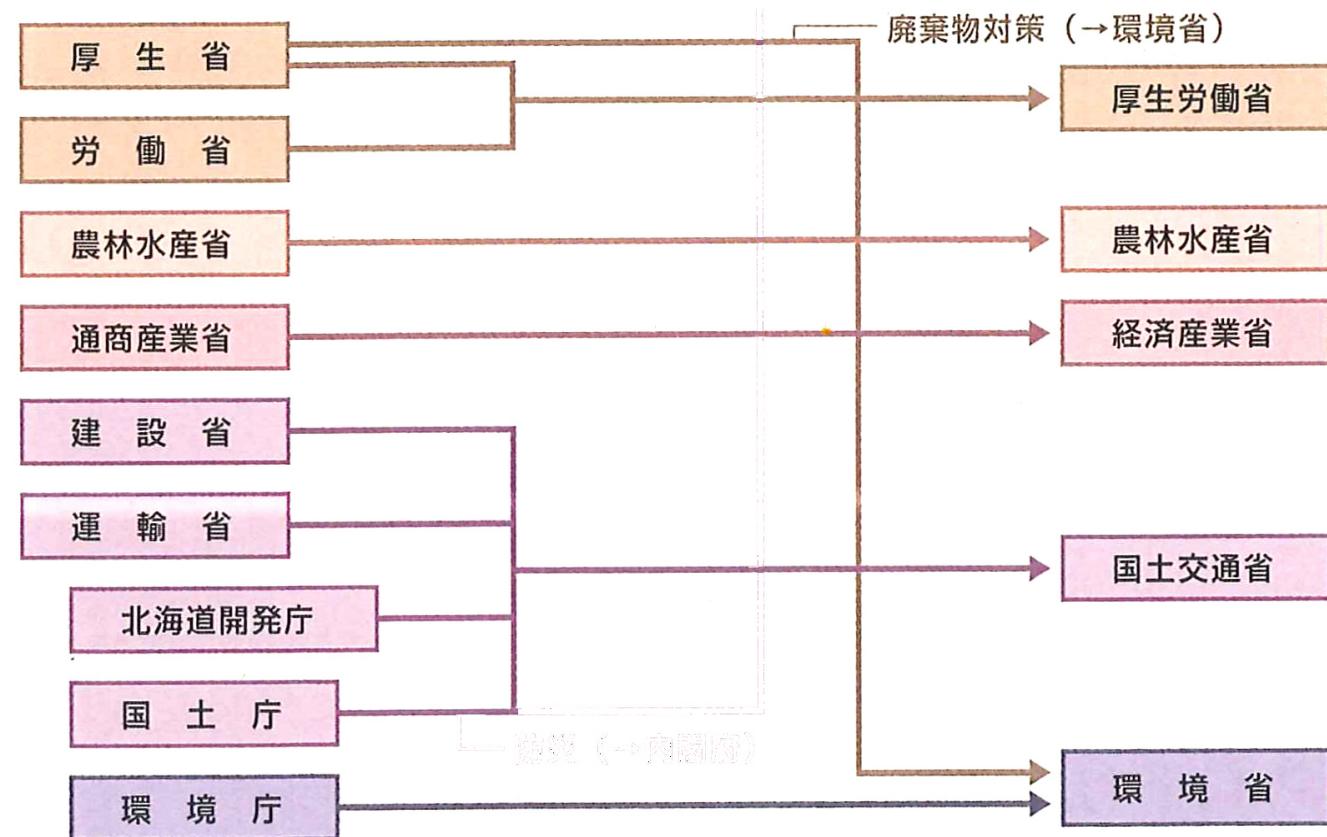
1	近藤 茂夫	H13. 1. 6~H15. 7. 30	建設省
2	内田 俊一	H15. 7. 30~H18. 7. 28	建設省
3	長谷川 榮一	H18. 9. 26~H19. 11. 6	通商産業省
4	小川 洋	H19. 11. 6~H22. 8. 24	通商産業省
5	千代 幹也	H22. 8. 24~	運輸省

内閣機能強化と政治主導

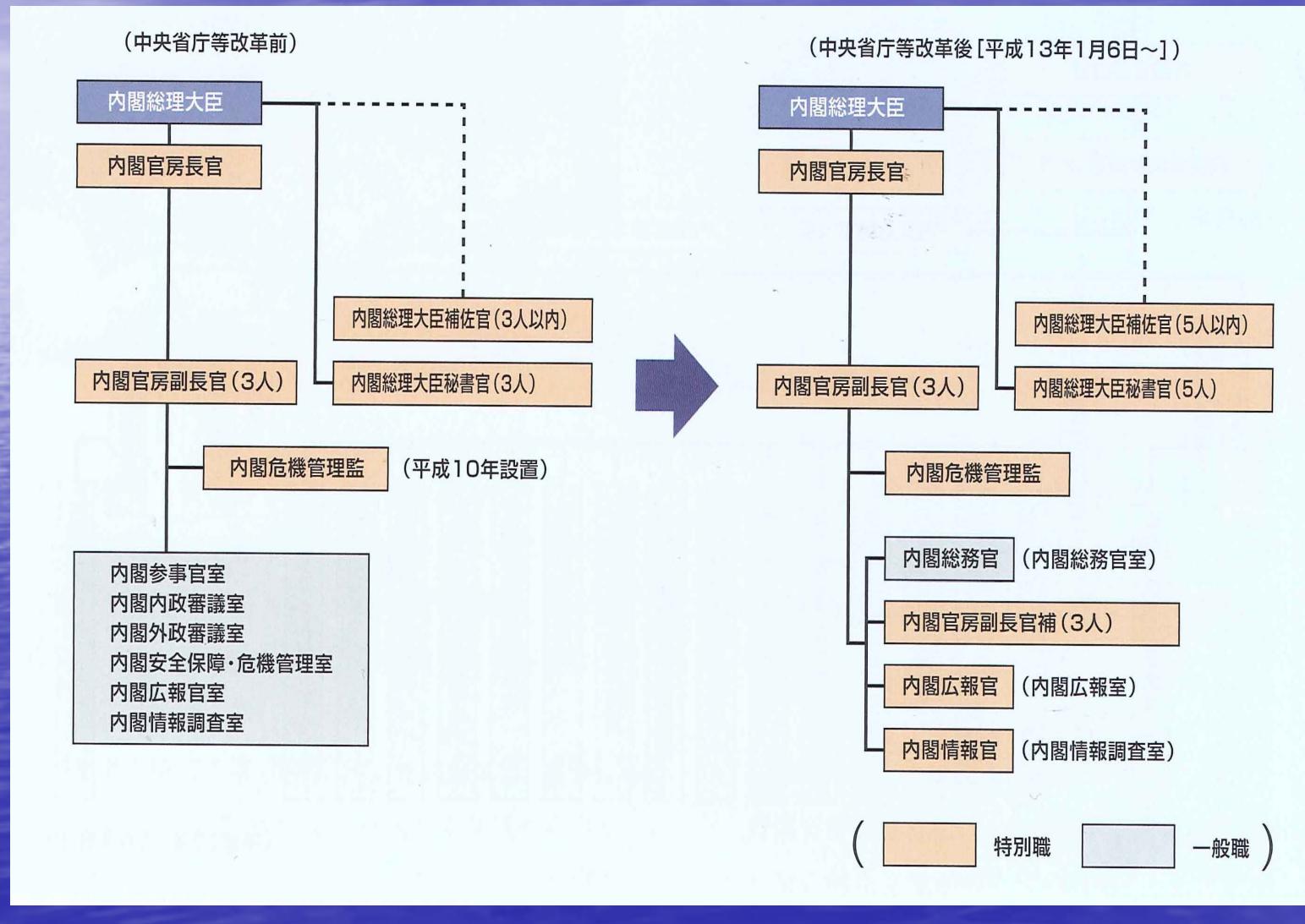
橋本行革と省庁再編(1)



橋本行革と省庁再編(2)



橋本行革と官房の機能強化



橋本行革と経済財政諮問会議

【内閣府設置法】

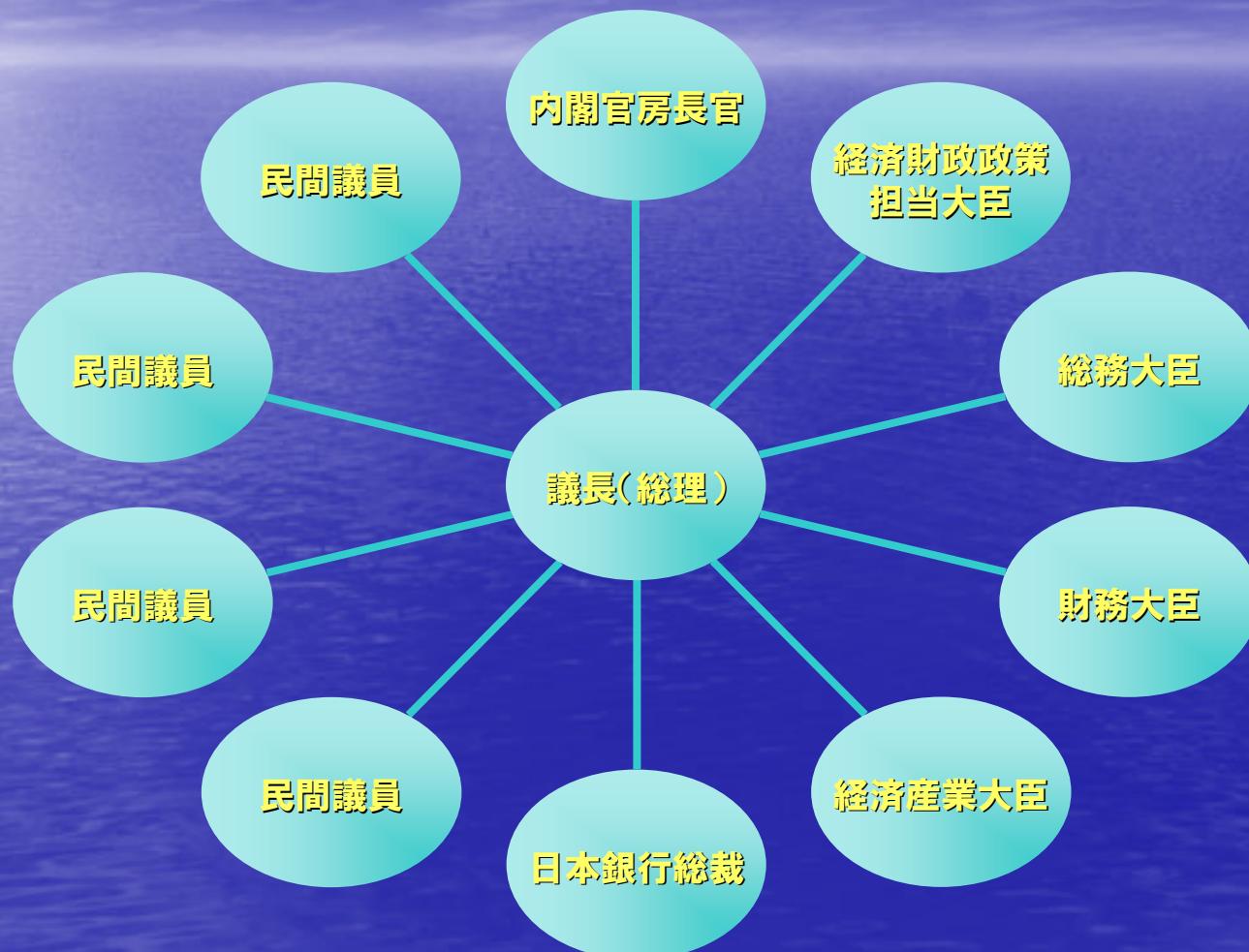
第十八条 本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための機関(中略)として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議 総合科学技術会議

第十九条 経済財政諮問会議(中略)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策(中略)に関する重要事項について調査審議すること。

経済財政諮問会議の構成



経済財政諮問会議の様子



総理補佐官 について



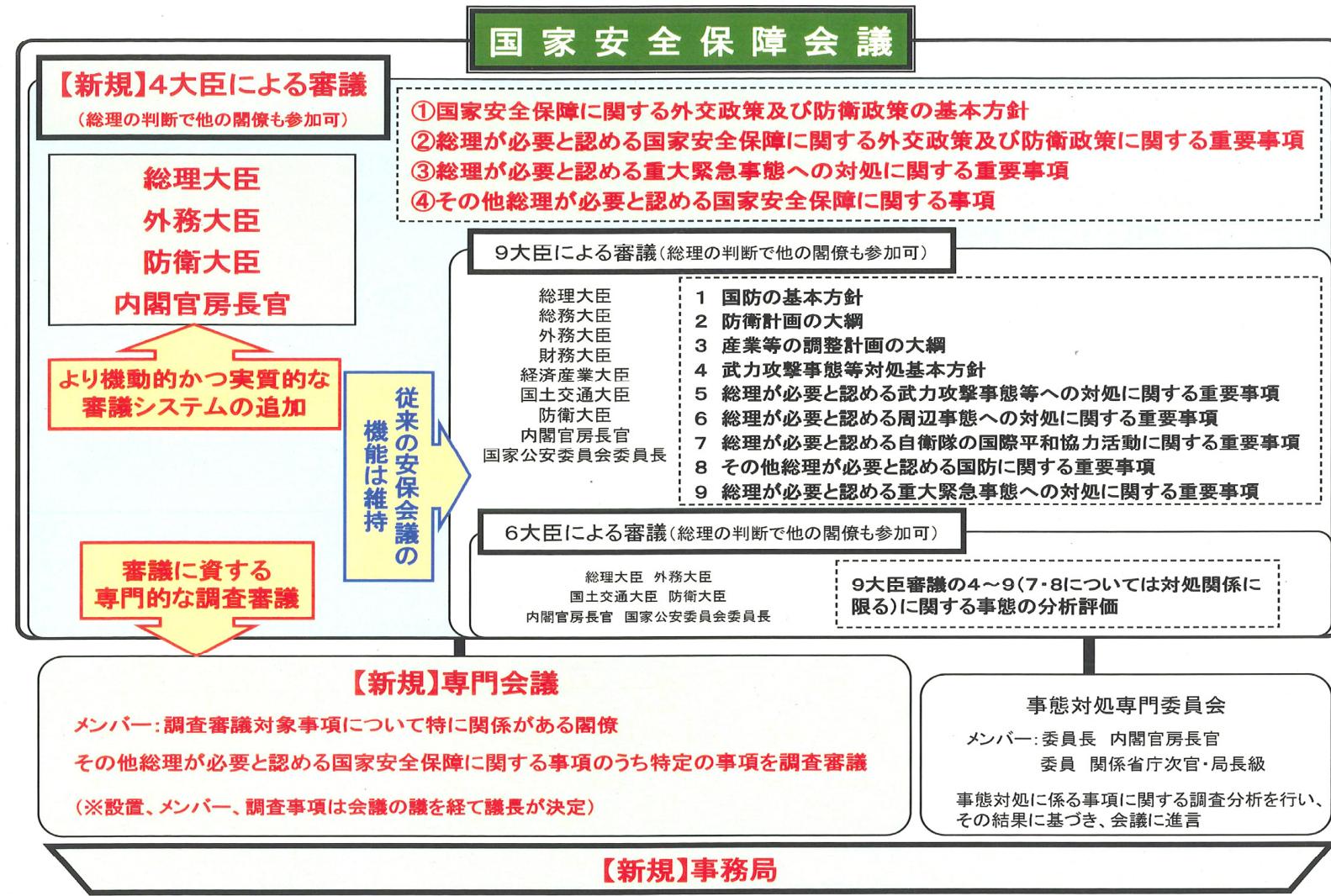
【内閣法】

- 第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。
- 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。
 - 3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができます。

【国会法】

- 第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

官邸主導による安全保障<日本版NSC設置>



強い日本の復活に向けて

- ・政権交代の意味
- ・民主党政権の問題点
- ・新しい政治の再構築